

2. 個人市民税・県民税の特別徴収について

(1) 特別徴収とは

- ① 特別徴収とは、特別徴収義務者に指定された事業所(給与支払者)が給与の支払を受ける人(従業員)に賦課された市民税・県民税を6月から翌年5月までの年12回、月々の給与支払の際に徴収(差し引き)し、従業員に代わってその住所地の市区町村に納入していただく制度です。
- ② 市民税・県民税額は、提出された給与支払報告書や確定申告書等の課税資料をもとに算出して通知します。氏名及び住所に誤り等がありましたらご連絡ください。
- ③ パート、アルバイト等の雇用形態にかかわらず、前年中(1月1日～12月31日)に給与支払があり、本年4月1日現在において給与の支払を受ける人は、原則すべて特別徴収をしてください。ただし、給与が少なく給与から税額が引ききれない人や、給与の支払が不定期で月々の徴収ができない人等は、給与支払報告書を提出する際に「普通徴収への切替依頼書」を提出すれば、当市では例外として普通徴収(従業員自身が納めること)を認めています。

(2) 特別徴収税額の通知

- ① 特別徴収義務者に、「特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)」を送付いたします。
- ② 「特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」を5月31日までに各納税義務者(従業員)にお渡しください。

(3) 特別徴収税額の徴収方法

- ① 特別徴収税額を通知した各従業員の市民税・県民税の月割額を、毎月の給与を支払う際に徴収してください。
- ② 年税額が均等割額等(5,700円)のみの人は、初回(6月)に全額徴収してください。
- ③ 特別徴収税額を通知した後に、その税額を変更する理由が生じた場合は、変更通知書を送付しますので、それに基づき徴収額を変更してください。

(4) 納期限

納期限は徴収した月の翌月10日(土日・祝日の場合は、翌日)です。※納入書に納期限を記載しておりますのでご確認ください。

(5) 納入場所

- ① 今治市役所(納税課)、各支所(住民サービス課)
- ② 次の金融機関の全国の本・支店等
【指定金融機関】
・伊予銀行
【指定代理金融機関】
・愛媛銀行 ・越智今治農業協同組合
【収納代理金融機関】
(銀行) ・みずほ ・広島 ・四国 ・百十四 ・香川 ・徳島大正 ・高知 ・山口
(金庫) ・愛媛信用 ・四国労働
(組合) ・今治立花農業協同組合
- ③ 四国4県内のゆうちょ銀行および郵便局
四国4県外のゆうちょ銀行および郵便局を利用される場合は、11ページの指定通知書に、希望されるゆうちょ銀行または郵便局名を記入し、事前にそのゆうちょ銀行または郵便局に提出してください。
※口座振替、コンビニエンスストア、キャッシュレス決済での納付には対応していません。(eLTAXを利用したダイレクト納付は可能です。)

(6) 小規模事業者の「納期の特例」について(年2回納入)

給与等の支払いを受ける人が常時10人未満の特別徴収義務者は、「納期の特例についての承認申請書」(15ページ)を提出し承認された場合に、徴収した税額の納期を次のように年2回とすることができます。**(納期は2回になりますが、毎月の徴収は必要です。)**

【納期】6月から11月までに特別徴収した税額……12月10日まで
12月から翌年5月までに特別徴収した税額……6月10日まで

(7) 納期限までに納入しなかった場合

- ① 特別徴収義務者が納期限までに特別徴収税額を納めなかった場合は延滞金等を加算して納入していただくことになります。(督促状を発送した場合は、督促手数料 100 円も加算して納入していただくことになります。)
- ② 延滞金の計算は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000 円未満の端数があるとき又はその金額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年 14.6%(納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については年 7.3%)の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定する平均貸付割合をいう。)に年 1%の割合を加算した割合)が年 7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、年 14.6%の割合にあつてはその年の延滞金特例基準割合に年 7.3%を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1%を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%の割合)となります。

(8) 納税義務者(従業員)が異動したとき

- ① 納税義務者(従業員)に退職・転勤等の異動があった場合は、**異動した月の翌月 10 日までに**「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(以下、「異動届」・12 ページ)を提出してください。
- ② 異動届の提出が遅れたり提出いただけない場合、その対象となる納税義務者の税額が特別徴収義務者(事業所)の滞納額となり、督促状が送られたり延滞金を請求される場合があります。また、退職後の従業員自身が一度に多額の税を納めなければならない場合もありますので、**異動届を遅滞なく必ずご提出ください。**
- ③ eLTAXを利用した手続きも可能です。

※異動届の記入方法は以下(ア)～(ウ)のとおりです。

(ア) 退職後、一括徴収で納付する場合(記入例 5 ページ参照)

- ・ 令和 6 年中に退職する人から一括徴収の申し出があった場合は、最後に支給する給与等から未徴収税額を一括徴収してください。

- ・ 令和 7 年 1 月 1 日以降に退職する人については、本人の希望にかかわらず一括徴収が義務付けられているため、必ず残りの税額をまとめて徴収してください。

(イ) 退職後、普通徴収に切り替える場合(記入例 6 ページ参照)

- ・ 退職し未徴収税額を一括徴収しない場合は、普通徴収(6 月・8 月・10 月・翌年 1 月の年 4 回納期)に変更になり、未徴収税額を残りの納期で退職者に納めていただくことになります。

(ウ) 転勤により特別徴収を継続する場合(記入例 7 ページ参照)

- ・ 新しい給与支払者に月割額及び徴収開始月を連絡し、異動届を提出してください。

(ア)～(ウ)について、税額決定通知書に名前が記載されている人で、**非課税の人に異動があった場合も同様に**異動届の提出をお願いします。

(9) 年度の途中で従業員が増えたとき(記入例 8 ページ参照)

中途入社等により、年度の途中で普通徴収から特別徴収への切替を希望する場合は、「特別徴収への切替依頼書」(13 ページ)を提出してください。

(10) 特別徴収税額の変更(記入例 9・10 ページ参照)

- ① 特別徴収税額通知後に、税額が変更になった場合は「特別徴収税額の変更通知書」(特別徴収義務者用・納税義務者用)を送付しますので、「**変更後の月割額**」を徴収してください。
- ② **変更後の納入書は新たに送付しておりません**ので、納入書の金額を変更して使用してください。

(11) 特別徴収義務者の所在地・名称の変更

事業所などの所在地・名称などが変更になった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」(14 ページ)を提出してください。

(12) 退職所得に対する市民税・県民税の計算

退職所得については、所得税と同様に、他の所得と区分して、退職手当などを支払われる際に市民税・県民税を特別徴収していただくこととなっております。

① 納税義務者

退職手当等の支払を受ける人で、支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に、今治市に住所を有する人です。

② 納期限

退職手当等を支払う際に徴収し、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

③ 退職所得控除額

(ア) 一般の場合

勤続年数	退職所得控除額
20年以下のとき	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年を超えるとき	800万円+70万円×（勤続年数－20年）

(イ) 障害者となったことにより退職した場合

(ア) で計算した控除額に100万円を加算した金額

④ 税額の計算方法

(退職手当などの金額－退職所得控除額)×1/2=A

(Aは1,000円未満切り捨て)

※勤続年数5年以内の法人役員等については、1/2を乗ずる措置はありません。また、勤続年数5年以内の法人役員等以外についても、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の300万を超える部分については、1/2を乗ずる措置はありません。

市民税額・・・A×6パーセント(100円未満切り捨て)

県民税額・・・A×4パーセント(100円未満切り捨て)

(計算例)

退職手当等の支払金額・・・2,000万円① } の場合
勤続年数・・・・・・・・・・30年

退職所得控除額 800万円+70万円×(30年-20年)=1,500万円

退職所得控除後の金額 2,000万円 - 1,500万円=500万円

市民税 500万円×1/2×6%=150,000円② } 合計 250,000円④
県民税 500万円×1/2×4%=100,000円③

表

愛媛県 今治市 個人市民税 納入済通知書 (公)	
市区町村コード 382202	口座番号 01610-8-960500
加入者名 今治市会計管理者	納入済通知書の納入金額欄に記載するに記入しないこと。
令和6年11月分 06116000000000000000	納入金額(1) 50,000円
納入済通知書の納入金額欄に記載するに記入しないこと。	退職所得分 42,500円
納期限 令和6年12月10日	特別徴収義務者 住 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 名 称
取りまとめ店 〒790-8794 徳島野金事務所センター	合計額 31,500円

裏

市民税 納入申告書	
(宛先) 今治市長	
令和6年12月6日 提出	
令和6年11月分	人員 1人
退職手当等支払金額 ① 200,000円	
特別徴収額 市民税 ② 150,000円	
県民税 ③ 100,000円	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 氏名又は名称 法人番号又は個人番号 12345678900000	(受付印)

(13) 不服申し立て

この税金の賦課(以下「処分」という。)について不服のあるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、この審査請求に対する裁決を受け取った日の翌日から起算して6か月以内(裁決の日から1年以内に限る。)に今治市を被告として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この審査請求に対する裁決を経た後でなければできないとなっています。(ただし、次の①から③までの場合は除かれます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。)